

# 新型コロナウイルス感染症に関する欠席の取り扱いについて

(純心中学校・純心女子高等学校令和4年4月版)

## (1) 新型コロナウイルスに感染していると判明した場合

- ① 「学校保健安全法第19条」の規定に基づく出席停止
- ② 出席停止期間：感染が判明した日(ただし判明前から欠席していたら最終登校日の翌日)から保健所(医師)が登校を許可した日まで(概ね発症日から10日間)
- ③ 「特別欠席報告書」を再登校の際に提出する。

## (2) 感染者の濃厚接触者と特定された場合(同居家族の感染が判明した場合など)

- ① 「学校保健安全法第19条」の規定に基づく出席停止
- ② 出席停止期間：濃厚接触者と特定された日から症状が出なければ、保健所から指示された日まで(概ね、最終接触日から7日間) ⇒感染が判明したら(1)へ
- ③ 「特別欠席報告書」を再登校の際に提出する。

## (3) 同居家族が濃厚接触者と特定された場合

- ① 「学校保健安全法第19条」の規定に基づく出席停止
- ② 出席停止期間：家族が濃厚接触者と特定された日から家族に症状が出なければ、家族が保健所から指示された日まで ⇒家族の感染が判明し、本人が濃厚接触者に特定されたら(2)へ
- ③ 「特別欠席報告書」を再登校の際に提出する。

## (4) 濃厚接触者と特定されていないが、感染者と接触があった場合

(※県内外の感染拡大地域等への移動があった場合も同じ対応とする)

- ① 発熱等の風邪症状がある場合または保健所からPCR検査を受けるように指示された場合は「学校保健安全法第19条」の規定に基づく出席停止
- ② 出席停止期間：風邪症状がある場合は症状が出た日から快癒した日の翌々日まで。PCR検査を受けた場合は保健所の指示に従う。 ⇒感染が判明したら(1)へ
- ③ 発熱等の風邪症状もなく、保健所から特に指示がない場合は、登校可能。ただし、本人及び保護者が自宅待機を希望する場合は、「※非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することが出来ない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日(※以下「校長が出席しなくてもよいと認めた日」)」として扱い、欠席としない。原則、休日を含み2週間を限度とする。(出席停止・忌引き等に計上する。)  
※県内外の感染拡大地域等への移動があった場合、地域により3日間程度の自宅待機。
- ④ 出席停止の場合、自宅待機の場合は「特別欠席報告書」を再登校の際に提出する。

## (5) 同居家族が濃厚接触者と特定されていないが、感染者と接触があった場合(同じ職場など)

(※同居家族に県内外の感染拡大地域等への移動があった場合も同じ対応とする)

- ① 同居家族が保健所からPCR検査を受けるように指示された場合は、陰性の結果が出るまで自宅待機とする。 ⇒家族の感染が判明し、本人が濃厚接触者に特定されたら(2)へ
- ② ①以外は登校可能。ただし、本人及び保護者が自宅待機を希望する場合は、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱い、欠席としない。原則、休日を含み2週間を限度とする。(出席停止・忌引き等に計上する。)
- ③ 自宅待機の場合は「特別欠席報告書」を再登校の際に提出する。

## (6) 発熱等の風邪症状が見られる場合(同居家族も含む)

※長崎県新型コロナウイルス感染段階がレベル2以上の場合に適用する。

ただし、本人に37.5度以上の熱がある場合はレベルに関係なく適用する。

- ① 「学校保健安全法第19条」の規定に基づく出席停止
- ② 出席停止期間：症状が出た日から快癒した日まで(症状が続く場合は、必ず医療機関を受診すること)  
なお、同居家族に風邪症状があるために出席停止となる場合は、同居家族がPCR検査を受けて陰性の結果が出た場合、または、医師から新型コロナウイルス感染症ではないとの診断を受けた場合は、わかりしだい登校可能。
- ③ 「特別欠席報告書」を再登校の際に提出する。

## (7) 基礎疾患の治療継続中であり、主治医の指示により登校すべきでないと判断された場合

- ① 「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱い、欠席としない。期間は主治医の指示に従うが、出席すべき日数の半分が限度であり、定期試験も何らかの方法で必ず受験することとする。(出席停止・忌引き等に計上する。)
- ② 「特別欠席報告書」を再登校の際に提出する。

## (8) 感染が不安で休ませたいと保護者から相談があった場合

- ① 長崎地区や生徒居住地区における感染経路が分からない患者の急増や、本校で感染者が出た場合等、感染の可能性が高まっていると保護者が考える合理的な理由があると校長が判断する場合には、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うこともできる。期間は保護者との相談によるが、出席すべき日数の半分が限度であり、定期試験も何らかの方法で必ず受験することとする。(出席停止・忌引き等に計上する。)
- ② 「特別欠席報告書」を再登校の際に提出する。